

24 高 建 管 第 657 号

平 成 24 年 9 月 11 日

各 部 局 長  
議 会 事 務 局 長  
公 営 企 業 局 長  
教 育 長 様  
警 察 本 部 長  
監 査 委 員 事 務 局 長

副知事

独占禁止法に基づく処分の事前通知対象事業者に係る入札契約手続の特例に  
ついて（通知）

県及び国土交通省の発注工事に関し、県内建設業者に対して、平成24年9月4日、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）の規定に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令に係る処分案の事前通知が行われました。

当該事前通知の内容は現段階では不明ですが、県発注の工事において当該事前通知対象事業者と契約を締結することについては、県民の理解が得られず、適当でないと考えられます。

つきましては、今般、公正な入札契約手続とともに、土木行政及び入札契約事務に対する県民の信頼を確保するため、別添のとおり「独占禁止法に基づく処分の事前通知対象事業者に係る入札契約手続の特例を定める要領」を定め、当面の間運用することとしましたので、その趣旨を十分理解のうえ、適切な運用をお願いします。

独占禁止法に基づく処分の事前通知対象事業者に係る入札契約手続の特例を定める要領

(趣旨)

第1条 県及び国土交通省の発注工事に関し、県内建設業者に対して、平成24年9月4日、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）の規定に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令に係る処分案の事前通知が行われた。

当該事前通知の内容は現段階では不明であるが、県発注の工事において当該事前通知対象事業者と契約を締結することについては、県民の理解が得られず、適当でないと考えられる。

については、公正な入札契約手続とともに、土木行政及び入札契約事務に対する県民の信頼を確保するため、その特例に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 排除措置命令

独占禁止法第7条の規定に基づく行政処分をいう。

(2) 課徴金納付命令

独占禁止法第7条の2の規定に基づく行政処分をいう。

(3) 独占禁止法（不当な取引制限）による違反行為者

独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限を行い、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行った者をいう。

(4) 事前通知

独占禁止法第49条第5項及び独占禁止法第50条第6項において準用する独占禁止法第49条第5項の規定による通知をいう。

(5) 事前通知対象事業者

別に定めるところにより確認した事前通知を受けたと回答した建設業者をいう。

(事前通知対象事業者に対する指名停止措置等)

第3条 県は、事前通知対象事業者が公正取引委員会から排除措置命令又は課徴金納付命令を受けたときは、高知県建設工事指名停止措置要綱（平成17年8月高知県告示第598号）の規定に基づく指名停止措置を行うものとする。

2 別に定めるところにより確認した際に事前通知を受けたという回答以外の回答をした建設業者が、公正取引委員会から排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた場合は、高知県建設工事指名停止措置要綱の規定に基づき、期間を加算して指名停止措置を行うものとする。

3 前項の場合において、この要領の施行の日（以下「施行日」という。）以後当該建設業者と締結した契約があるときは、当該契約を解除するものとする。当該建設業者が代表構成員又はその他の構成員となっている共同企業体と締結した契約についても、同様とする。

(事前通知対象事業者に対する入札手続の保留等)

- 第4条 開札の結果、事前通知対象事業者が落札者となり得る者又は落札候補者となり得る者に該当する場合は、その時点で入札手続を保留し、入札実施機関は当該入札に参加した者にその旨を連絡するものとする。当該事前通知対象事業者が代表構成員又はその他の構成員となっている共同企業体についても、同様とする。
- 2 前項の場合において、当該事前通知対象事業者が前条第1項の指名停止措置の対象となる者又は指名停止措置を受けた者であるときは、建設工事電子競争入札心得（平成22年1月15日付け21高建管第939号土木部長通知）第10条第1項第1号又は建設工事競争入札心得（平成19年12月7日付け19高建管第808号土木部長通知）第10条第1項第1号に該当し、当該事前通知対象事業者を失格とする。当該事前通知対象事業者が代表構成員又はその他の構成員となっている共同企業体についても、同様とする。
- 3 第1項の場合において、当該事前通知対象事業者が公正取引委員会から排除措置命令若しくは課徴金納付命令を受けないこと、又は独占禁止法（不当な取引制限）による違反行為者とされないことが確定したときは、当該事前通知対象事業者を当該案件の落札者又は落札候補者として、入札手続を再開するものとする。当該事前通知対象事業者が代表構成員又はその他の構成員となっている共同企業体に係る入札手続についても、同様とする。
- 4 第1項の規定による保留の期間中においては、当該事前通知対象事業者は入札手続の辞退を申し出ることができるものとし、辞退を申し出た者はそのことを理由に指名停止措置の対象としないものとする。当該事前通知対象事業者が代表構成員又はその他の構成員となっている共同企業体についても、同様とする。
- 5 第1項の規定による保留の期間中において、当該事前通知対象事業者が第2項の規定により失格となり、又は前項の規定により辞退したため、その他の入札参加者が落札者又は落札候補者となった場合、当該入札参加者は、技術者不足等を理由として、入札手続の辞退を申し出ることができるものとし、辞退を申し出た者はそのことを理由に指名停止措置の対象としないものとする。当該入札参加者が代表構成員又はその他の構成員となっている共同企業体についても、同様とする。
- 6 第1項から前項までの規定は、随意契約（やむを得ない事由により事前通知対象事業者を相手方とする場合を除く。）に係る見積合わせの手続について準用する。

(事前通知対象事業者の指名停止期間の特例)

- 第5条 事前通知対象事業者が、第3条第1項の指名停止措置の対象者となった場合は、施行日から当該事前通知対象事業者が指名停止措置を受ける日の前日までの間を指名停止の期間に算入するものとする。

附 則

(施行日等)

- 第1条 この要領は、平成24年9月18日から施行し、同日以後に開札を行う一般競争入札若しくは指名競争入札又は見積合わせを行う随意契約から適用する。

(仮契約に係る経過措置)

- 第2条 施行日の前日までに既に開札を行っている一般競争入札において、この要領の施行

の際現に事前通知対象事業者が仮契約の締結を行っている場合は、その時点で契約手続を保留し、契約実施機関は当該事前通知対象事業者にその旨を連絡するものとする。当該事前通知対象事業者が代表構成員又はその他の構成員となっている共同企業体についても、同様とする。

- 2 前項の場合において、当該事前通知対象事業者が本則第3条第1項の指名停止措置を受けたときは、建設工事一般競争入札事務取扱要領（平成22年3月31日付け21高建管第1266号土木部長通知）第5の5（4）の規定により当該仮契約を取り消すものとする。当該事前通知対象事業者が代表構成員又はその他の構成員となっている共同企業体に係る仮契約についても、同様とする。
- 3 第1項の場合において、当該事前通知対象事業者が公正取引委員会から排除措置命令若しくは課徴金納付命令を受けないこと、又は独占禁止法（不当な取引制限）による違反行為者とされないことが確定したときは、当該事前通知対象事業者を当該契約の相手方として、契約手続を再開するものとする。当該事前通知対象事業者が代表構成員又はその他の構成員となっている共同企業体に係る契約手続についても、同様とする。
- 4 第1項の規定による保留の期間中においては、当該事前通知対象事業者は契約手続の辞退を申し出ることができるものとし、辞退を申し出た者はそのことを理由に指名停止措置の対象としないものとする。当該事前通知対象事業者が代表構成員又はその他の構成員となっている共同企業体についても、同様とする。

（落札決定に係る経過措置）

第3条 施行日の前日までに既に開札を行っている一般競争入札又は指名競争入札において、この要領の施行の際現に事前通知対象事業者が落札決定の通知を受けている場合は、その時点で契約手続を保留し、契約実施機関は当該事前通知対象事業者にその旨を連絡するものとする。当該事前通知対象事業者が代表構成員又はその他の構成員となっている共同企業体についても、同様とする。

- 2 前項の場合において、当該事前通知対象事業者が本則第3条第1項の指名停止措置を受けたときは、建設工事一般競争入札事務取扱要領第5の5（1）又は建設工事指名競争入札事務取扱要領（平成22年3月31日付け21高建管第1267号土木部長通知）第6の（1）の規定により当該落札決定を取り消すものとする。当該事前通知対象事業者が代表構成員又はその他の構成員となっている共同企業体に係る落札決定についても、同様とする。
- 3 第1項の場合において、当該事前通知対象事業者が公正取引委員会から排除措置命令若しくは課徴金納付命令を受けないこと、又は独占禁止法（不当な取引制限）による違反行為者とされないことが確定したときは、当該事前通知対象事業者を当該契約の相手方として、契約手続を再開するものとする。当該事前通知対象事業者が代表構成員又はその他の構成員となっている共同企業体に係る契約手続についても、同様とする。
- 4 第1項の規定による保留の期間中においては、当該事前通知対象事業者は契約手続の辞退を申し出ることができるものとし、辞退を申し出た者はそのことを理由に指名停止措置の対象としないものとする。当該事前通知対象事業者が代表構成員又はその他の構成員となっている共同企業体についても、同様とする。

- 5 第1項から前項までの規定は、施行日の前日までに既に見積合わせを行っている随意契約（やむを得ない事由により事前通知対象事業者を相手方とする場合を除く。）に係る手続について準用する。

（落札候補者に係る経過措置）

第4条 施行日の前日までに既に開札を行っている一般競争入札において、この要領の施行の際現に事前通知対象事業者が落札候補者である旨の通知を受けている場合は、その時点で入札手続を保留し、入札実施機関は当該入札に参加した者にその旨を連絡するものとする。当該事前通知対象事業者が代表構成員又はその他の構成員となっている共同企業体についても、同様とする。

- 2 前項の場合において、当該事前通知対象事業者が本則第3条第1項の指名停止措置の対象となったとき又は指名停止措置を受けたときは、建設工事電子競争入札心得第10条第1項第1号又は建設工事競争入札心得第10条第1項第1号に該当し、当該事前通知対象事業者を失格とする。当該事前通知対象事業者が代表構成員又はその他の構成員となっている共同企業体についても、同様とする。

- 3 第1項の場合において、当該事前通知対象事業者が公正取引委員会から排除措置命令若しくは課徴金納付命令を受けないこと、又は独占禁止法（不当な取引制限）による違反行為者とされないことが確定したときは、当該事前通知対象事業者を当該案件の落札候補者として、入札手続を再開するものとする。当該事前通知対象事業者が代表構成員又はその他の構成員となっている共同企業体に係る入札手続についても、同様とする。

- 4 第1項の規定による保留の期間中においては、当該事前通知対象事業者は入札手続の辞退を申し出ることができるものとし、辞退を申し出た者はそのことを理由に指名停止措置の対象としないものとする。当該事前通知対象事業者が代表構成員又はその他の構成員となっている共同企業体についても、同様とする。

- 5 第1項の規定による保留の期間中において、当該事前通知対象事業者が第2項の規定により失格となり、又は前項の規定により辞退したため、その他の入札参加者が落札候補者となった場合、当該入札参加者は、技術者不足等を理由として、入札手続の辞退を申し出ることができるものとし、辞退を申し出た者はそのことを理由に指名停止措置の対象としないものとする。当該入札参加者が代表構成員又はその他の構成員となっている共同企業体についても、同様とする。